

阿賀野市告示第15号

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月14日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱（平成18年阿賀野市告示第397号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「各種保険証」を「被保険者であることの確認ができる書類等」に、同項ただし書中「保険証」を「被保険者であることの確認ができる書類等」に改める。

附 則

この告示は、令和7年1月14日から施行し、改正後の阿賀野市休日診療業務委託実施要綱の規定は、令和6年12月2日から適用する。